

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から48年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、妻分と併せて町内会役員の集金により納付しており、妻の記録は納付済期間になっているが、自分の記録は未納期間となっていることには納得できず、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻分と併せて町内会役員の集金により納付していた。」旨申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月以降に払い出されていると推認されるため、申立期間は特例納付によるほかは時効により納付できない上、当時、集金人は特例納付の収納事務を行っておらず、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち昭和40年10月から41年2月までの期間は、結婚前であり、申立人の妻の分と併せて納付することはできず、申立期間以後の期間においても申立人は国民年金保険料を納付しているがその妻は未納期間があり、必ずしも夫婦併せて納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、その後の電話聴取に際し、昭和40年10月から41年4月までの期間については納付していたかどうかは不明であると答えており、申立人の申立期間当時の記憶はあいまいである上、申立期間以外にも未納期間が存在し、申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

加えて、納付していたとするA市区町村（現在は、B市区町村）及びC市区町村（現在は、D市区町村）においても、国民年金保険料を納付していた事実を確認できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や関係者の証言等も無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。